

基本目標 2

安全・安心を実現するまち

施策分野【防災・減災】

施策10 防災・危機管理体制の強化

現況と課題

- ・東日本大震災以降も、熊本地震などの大規模な地震が発生しているほか、台風の強大化や豪雨等の多発など、自然災害における安全・安心に関する意識はさらに高まっています。
- ・本市においても、首都直下地震や千葉県北西部直下地震の発生の切迫性が高まっていることや豪雨等の増加など、自然災害への対応が急務となっています。被害を的確に想定し、可能な限りの備えをハード、ソフト両面から、総合的かつ計画的に取り組むことが必要です。
- ・これまで本市では危機管理監や危機管理室を設置するなど、危機管理体制を強化してきました。今後も想定されるさまざまな危機に対応できる体制づくりが必要です。

基本方針

- 大規模災害をはじめ、想定されるさまざまな危機に対応するため、「危機管理指針*」や「地域防災計画*」などに基づき、総合的な体制整備を推進します。



防災訓練



防災訓練(災害救助犬)

具体的な取り組み

(1) 防災対応力の向上

- 「地域防災計画」の推進と必要に応じた見直しにより、市全体の防災対策を計画的に進めます。
- 緊急時職員参集システム*の活用や職員向けの防災研修、訓練の充実により、庁内体制の強化と職員の防災対応力の向上を図ります。
- 災害時における相互応援協定を締結するなど他都市とのさらなる応援体制の強化を図ります。
- 災害発生時に速やかに対策本部を設置できる体制を整えるとともに、収集した被害状況や関係機関からの災害情報を一元化、共有化できる仕組みを構築します。

(2) 危機管理体制の充実

- 「危機管理指針」に基づき、「危機管理マニュアル*」を整備するなど危機管理体制の充実を図ります。
- 「業務継続計画（BCP）*」に基づき、事前対策の充実や復旧体制の整備などにより、非常時の業務継続力を高めます。

(3) 国民保護体制の充実

- 「国民保護*法」に基づく「国民保護計画」を推進し、大規模テロや武力攻撃などの緊急事態に対応できる体制の充実を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域災害対策事業	災害情報を一元化・共有化できる仕組みを構築します。	危機管理室
危機管理事業	「危機管理マニュアル」や「業務継続計画（BCP）」を整備します。	危機管理室
国民保護計画推進事業	Jアラート*の確実な運用を行うなど「国民保護計画」を推進します。	危機管理室

期待される役割

市民	自発的に地区における防災活動に協力する。
地域	区・自治会等が中心となり「地区防災計画」を策定する。
事業所	必要に応じて「業務継続計画（BCP）」を策定し、災害時における事業活動の継続的实施に努める。

***危機管理指針**
本市における危機対応について基本的な考え方を定めた指針。

***地域防災計画**
国の中央防災会議が作成する「防災基本計画」に基づき、市防災会議が作成する計画。

***緊急時職員参集システム**
災害時に職員へ参集メールを配信するシステム。

***危機管理マニュアル**
「危機管理指針」に基づき作成する危機事態別のマニュアル。

***業務継続計画（BCP）**
災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

***国民保護**
大規模テロや武力攻撃等の事態により生じる災害から、国民の生命、身体及び財産を保護すること。

***Jアラート（全国瞬時警報システム）**
弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市の防災行政無線等を自動起動することにより、住民まで瞬時に伝達するシステム。

施策分野【防災・減災】

施策11 地域防災力の向上

現況と課題

- ・大規模災害の発生に備えて、市民一人ひとりが正しい知識を身につけ、行動できるようにするため、市民の防災意識の高揚を図る防災教育の充実が必要です。あわせて、災害時には、迅速な情報提供手段を利用した正確な情報発信と情報の共有化が重要です。
- ・東日本大震災や熊本地震の経験等から、災害時における自主防災組織*が担う共助の重要性が高まっており、自主防災組織の拡充が必要です。さらに地域防災力を高めるためには、民間企業とも連携を図っていくことが必要です。
- ・災害時において市内で発生することが想定される帰宅困難者対策を進めることが必要です。
- ・災害時においては、障害者、高齢者、乳幼児などの要配慮者*や女性など、さまざまな立場に配慮する視点が必要です。

基本方針

- 地域防災力の向上を図るため、「自助」、「共助」、「公助」の役割を明確にし、事業者を含めた地域と連携した防災対策を進めます。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
自主防災組織活動力 バー率	市内全世帯に占める自主防災組織が活動 範囲としている地域の世帯の割合	78.6%	85.0%
防災備蓄倉庫整備数	市内における防災備蓄倉庫の設置数	4か所	5か所

期待される役割

市民	防災知識を身につけ、防災訓練へ積極的に参加する。 最低でも3日間、可能な限り1週間分の飲料水、食糧、日用品などを備蓄する。
地域	自主防災組織を設置する。 災害時には地域住民の多様性に配慮しながら、住民同士が支え合う体制を整える。
事業所	災害時に行政や地域と協力する体制を整える。 最低でも3日間、可能な限り1週間分の飲料水、食糧、日用品などを備蓄する。

具体的な取り組み

(1) 防災意識の向上

- ・ 防災ハザードマップ*などを配布し、市民の防災意識の向上を図るとともに、学校教育や出前講座等を通して、防災について学ぶ機会を増やすなど、正しい知識の普及に努めます。
- ・ 防災訓練への参加者増加を図るとともに、さまざまな想定のもとで実践的な訓練を実施し、市民の災害対応力の向上を図ります。
- ・ 防災行政無線や「よめーる*」を活用し、警報・防災情報の迅速かつ正確な提供を行います。また、防災行政無線の難聴区域対策を推進します。

(2) 地域と連携した防災対策の推進

- ・ 自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域の防災体制づくりを促進します。
- ・ 地域住民と連携し、災害時における避難行動要支援者*への避難支援にかかる体制の充実を図ります。
- ・ 災害時に円滑なボランティアの受け入れができるよう、受け入れ態勢を整備します。
- ・ 医療機関や福祉施設、ライフライン事業者や民間企業等と災害時の支援に関する協定を締結するなど、連携体制を強化します。
- ・ 災害時の帰宅困難者対策として、事業所や学校、公共交通機関などと連携し、協力体制を整備します。

(3) 多様性に配慮した災害応急対応

- ・ 災害時において「避難所運営マニュアル*」に基づき、要配慮者や女性など多様性に配慮した避難所の適切な運営ができるよう、市ホームページや出前講座等を活用し、理解促進を図ります。
- ・ 災害時に生活が困難な障害者や高齢者に対応するための福祉避難所*を指定します。
- ・ 飲料水、食糧などのほかに、子ども、高齢者や女性など多様性に配慮した備蓄を進めます。

(4) 備蓄・物流体制の整備

- ・ 備蓄倉庫の新設、被害想定に合わせた備蓄体制の整備を進めるとともに、家庭、地域、事業所における備蓄の重要性を啓発します。
- ・ 災害時の物資供給を円滑に実施するための体制を整備します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域災害対策事業 (再掲)	防災ハザードマップの配布、防災行政無線子局の増設、各種防災訓練を実施します。	危機管理室
自主防災組織育成事業	自主防災組織が行う防災資器材の購入や防災訓練に対して支援します。	危機管理室
防災備蓄倉庫整備事業	防災備蓄倉庫の新設、防災用品・資器材等の整備を進めます。	危機管理室

*自主防災組織

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織またはその連合体。

*要配慮者

障害者、高齢者、乳幼児、傷病者、日本語を十分に理解できない外国人など配慮が必要な人。

*防災ハザードマップ

災害時の避難場所や平時からの心構え等を冊子化したもの。

*よめーる

本市が運用する電子メールを活用した情報提供サービス。登録することにより、気象情報や災害情報などの提供を受けることができる。

*避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で支援が必要な人。

*避難所運営マニュアル

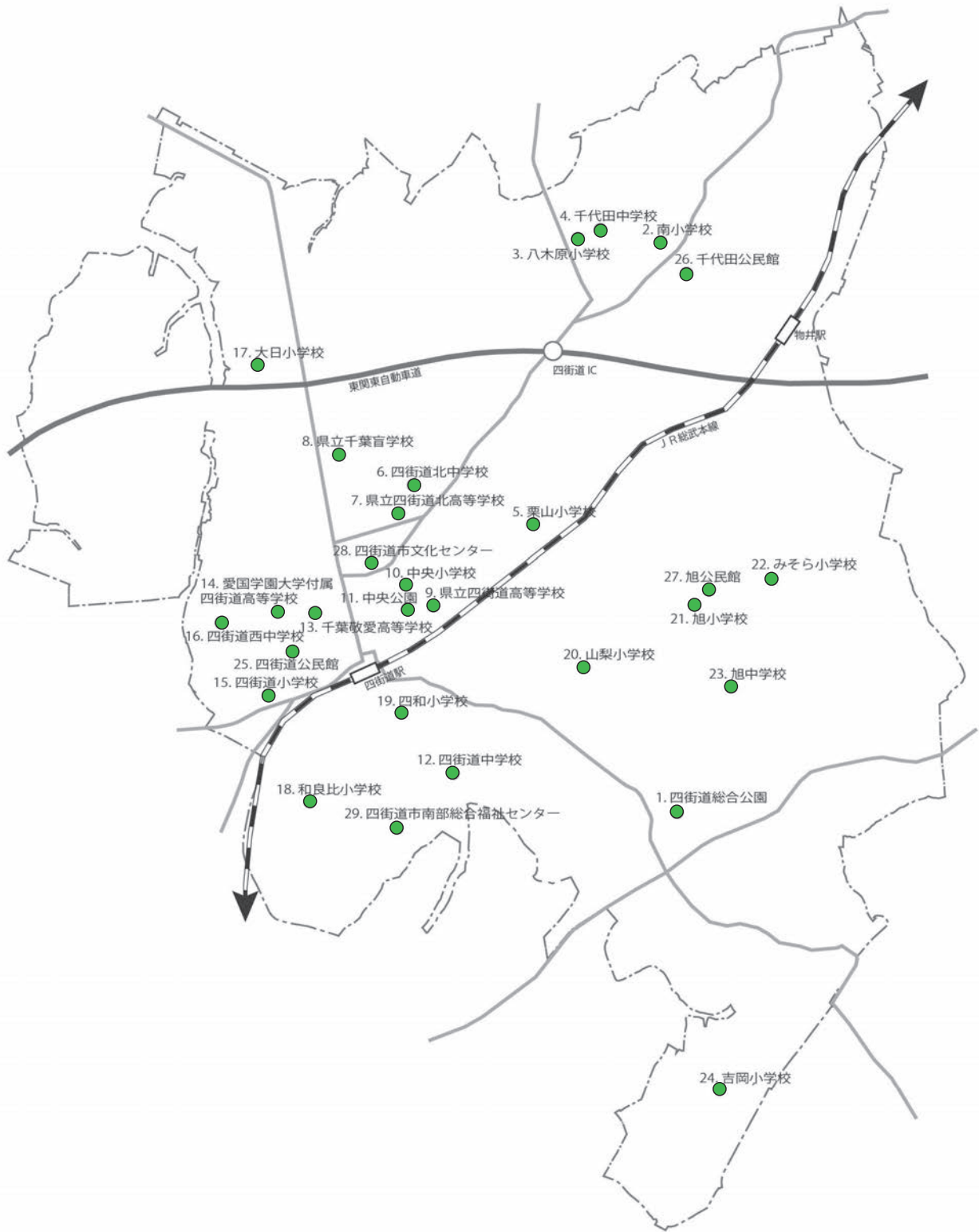
災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに開設する避難所の運営に関するマニュアル。

*福祉避難所

障害者、高齢者、乳幼児、傷病者、妊産婦等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、特別な配慮がされた二次的な避難所。

基本目標2 安全・安心を実現するまち

避難所位置図



広域避難場所

番号	名称	所在地
1	四街道総合公園	和田 161

指定緊急避難場所・指定避難所

2	南小学校	物井 1536
3	八木原小学校	千代田 5-4
4	千代田中学校	千代田 5-27
5	栗山小学校	つくし座 3-1-8
6	四街道北中学校	栗山 1055
7	県立四街道北高等学校	栗山 1055-4
8	県立千葉盲学校（指定緊急避難場所のみ）	大日 468-1
9	県立四街道高等学校	鹿渡 809-2
10	中央小学校	鹿渡 917
11	中央公園（指定緊急避難場所のみ）	鹿渡無番地
12	四街道中学校	めいわ 1-3
13	千葉敬愛高等学校	四街道 1522
14	愛国学園大学附属四街道高等学校	四街道 1532-16
15	四街道小学校	四街道 1557
16	四街道西中学校	大日 23
17	大日小学校	大日 978
18	和良比小学校	美しが丘 3-12
19	四和小学校	和良比 228
20	山梨小学校	旭ヶ丘 1-9-12
21	旭小学校	山梨 1485
22	みそら小学校	みそら 2-13
23	旭中学校	南波佐間 267
24	吉岡小学校	鷹の台 3-2
25	四街道公民館（指定避難所のみ）	四街道 1532-17
26	千代田公民館（指定避難所のみ）	物井 1263-2
27	旭公民館（指定避難所のみ）	和田 54-10
28	四街道市文化センターホール棟（指定避難所のみ）	大日 396
29	南部総合福祉センターわろうべの里（指定避難所のみ）	和良比 635-4

施策分野【防災・減災】

施策12 防災都市基盤の強化

現況と課題

- ・東日本大震災、熊本地震などといった大規模な災害が発生するなど、災害時に市民の生命を守る住宅やライフライン、防災施設等の都市を構成する施設整備の重要性が一層高まっています。
- ・市役所庁舎など防災拠点となる公共施設や各地域の避難所となる学校施設等では、災害を想定した施設整備が必要です。
- ・上下水道や道路などのライフラインは、防災の視点を持った更新、整備が必要です。
- ・災害時の被害を最小限に抑えるためには、住宅など建物の耐震化や施設・設備の修繕に取り組み、建物の倒壊を最小限に抑え、避難路や避難場所を確保することが重要です。
- ・近年、局地的大雨*などの異常気象による災害が増加傾向にあります。このため、市街地の排水機能の向上など、自然災害への対応強化が必要です。

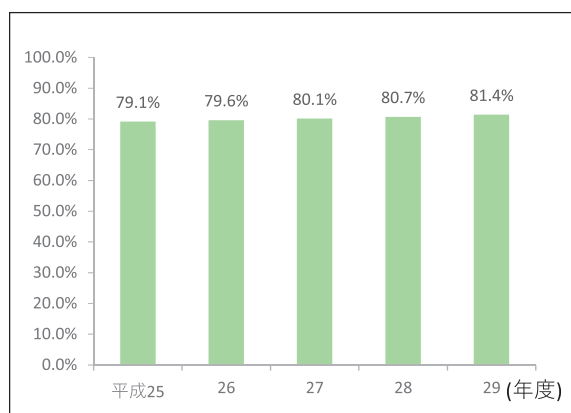
基本方針

- 災害の発生を防止し、また、災害が発生した際の被害を最小限に低減するため、防災の視点から都市基盤の強化を図ります。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
住宅耐震化率	市内住宅の耐震化率（推計値）	81.4%	95.0%

住宅耐震化率の推移



資料：建築課



雨水貯留施設工事

具体的な取り組み

(1) 防災拠点等の整備

- ・ 市民生活の安全・安心を支える防災拠点として市役所庁舎の整備を進めます。
- ・ 避難所となる学校施設等に防災井戸の設置や仮設トイレを整備するなど、防災機能の強化を図ります。

(2) ライフラインの強化

- ・ 災害時の避難や物資運搬、緊急車両の活動を視野に入れた、主要道路網の整備・強化や橋梁の補強を推進します。
- ・ 水道管や下水道管などの更新及び下水道管の補強を行います。

(3) 建物の耐震化の推進

- ・ 文化センター会館棟など公共施設の耐震化を推進します。
- ・ 住宅及び特定建築物*の所有者等に対する啓発、情報提供及び耐震化の支援等を行い、民間建築物の耐震化を促進します。

(4) 防災視点のまちづくりの推進

- ・ 冠水防止のため、雨水貯留施設*の設置を推進し、排水機能の向上を図るなど、都市基盤の強化に努めます。
- ・ 道路冠水や下水道施設の溢水対策として調整池及び雨水幹線等の施設整備を推進します。
- ・ 災害時の避難や延焼防止のため、公園・緑地等のオープンスペースを計画的に配置し、火災での延焼防止を図ります。
- ・ 安全な避難路の確保のため、落下物等の安全対策や防災標識の整備を進めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
庁舎等整備事業	防災拠点としての利用を考慮し、老朽化した庁舎の改築等による整備を進めます。	管財課
水道管布設事業	主要水道管、老朽管等を計画的に更新するとともに、耐震管への入れ替えを進めます。	水道課
建築防災行政事業	木造住宅に対する耐震診断費や耐震改修工事費の一部を支援します。	建築課
浸水対策事業	浸水被害の軽減に向けた雨水排水施設を整備します。	下水道課

期待される役割

市民	住宅の耐震化を進めるとともに、家具の転倒・落下の防止対策、ブロック塀等の倒壊防止対策を講じる。
地域	地域の避難路の安全点検を行う。
事業所	建物の耐震化や落下物などの安全対策を講じる。

*局地的大雨

狭い範囲に突然強い雨が降り、短時間に数十mm程度の雨量をもたらすような雨。

*特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数のものが利用する建築物と危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物。

*雨水貯留施設

雨水を一時的にためる施設。雨水の流出を一時的に抑制することにより、浸水による被害を軽減させる。

施策分野【消防・救急】

施策13 消防・救急の充実

現況と課題

- ・地震等の災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、消防活動の拠点となる消防本部機能の強化を図る必要があります。また、ちば消防共同指令センター*を通じた隣接地域への出動応援体制により、周辺市町との協力体制の強化が進んでいます。今後は消防体制の強化等を図るため、広域化について検討していく必要があります。
- ・本市の救急出動件数は、平成29年は3,908件となり、平成26年に減少したものの増加傾向を続けています。今後も高齢化の進行等により、出動件数のさらなる増加が見込まれ、救急体制の強化が求められます。あわせて、救急救命に関する知識の普及促進を図り、市民一人ひとりの対応力を高めることが重要です。
- ・本市の火災件数は、1年間に20件程度でほぼ横ばいで推移しています。火災予防の正しい知識により火災の発生を未然に防ぐとともに、住宅用火災警報器の普及を促し、火災発生時の被害を最小限にすることが重要です。
- ・消防団は17分団、団員数は273名（平成30年4月現在）です。地域によっては団員の高齢化や団員数の減少が進行していることから、組織の再編等の検討が必要になっています。また、老朽化した分団詰所の建て替えや改修などが必要です。

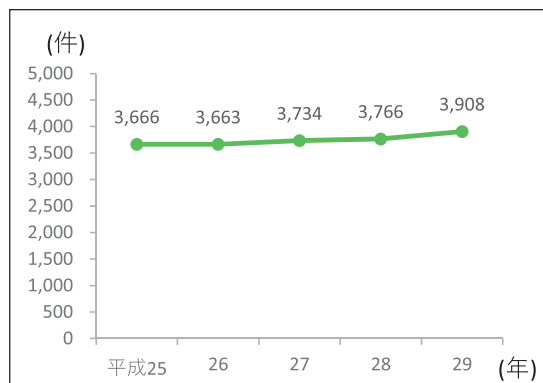
基本方針

- 市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制を強化します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
住宅用火災警報器設置率	住宅用火災警報器設置率（推計値）	70.0% （平成30年6月1日）	100%
救急救命士数	救急救命士の資格を有する者の数	25人	28人

救急出動件数（各年12月31日）



資料：四街道市統計書（消防本部）



応急手当普及講習

具体的な取り組み

(1) 消防体制の充実

- 地震等の大規模災害や多様化する災害に的確に対応するため、防災拠点となる消防庁舎の機能強化に向けた整備を検討するとともに、市域の消防力の向上に取り組みます。また、消防職員の研修・訓練を適切に行うほか、消防施設の維持管理、消防車両や装備、消防水利*の整備などを計画的に行い、消防体制の充実を図ります。
- 「千葉県消防広域化推進計画*」に基づき、広域化について、引き続き調査・研究を行います。

(2) 救急体制の充実

- 医療機関との連携、救急救命士の確保・育成、救急車両の整備などにより、救急体制の充実を図ります。
- AED*の使用方法をはじめとする、救急救命に関する知識の普及・啓発を行うため、応急手当普及講習の充実を図ります。

(3) 火災予防の推進

- 市民の防災意識、防災対応力を高めるため、消防に関するイベントを開催します。また、防火指導員*等の活動促進や消防訓練を実施することにより、火災予防意識の普及を図ります。
- 防火対策を推進するため、防火管理指導を強化するとともに、住宅用火災警報器の普及促進を図ります。

(4) 消防団の充実・強化

- 消防団員の確保に努め、消防団活動の充実を図るとともに、消防団の再編を検討します。
- 老朽化した分団詰所の建て替え・改修、消防団車両や被服等の更新を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
消防施設等整備事業	防災拠点となる消防庁舎の機能強化に向けた整備を検討するとともに、市域の消防力の向上に取り組みます。	消防本部 総務課
消防車両整備事業	消防車両等の更新を行います。	消防本部 警防課
火災予防事業	住宅用火災警報器の普及促進を図ります。	消防本部 予防課

期待される役割

市民	消防団に入団する、または消防団活動に協力する。 応急手当普及講習へ参加する。 住宅用火災警報器を設置する。
地域	消防団活動に協力する。 AEDを設置する。
事業所	従業員の消防団活動に配慮する。 応急手当普及講習を実施する。 AEDを設置する。

*ちば消防共同指令センター

千葉県北東部・南部の20消防本部の119番通報の受信や、消防車や救急車の無線管制等の通信指令業務を共同で行う施設。業務の効率化が図られるとともに、各消防本部の連携及び情報の共有化が可能となっている。

*消防水利

消火栓や防火水槽など、火災発生時に消火用の水を確保する施設。

*千葉県消防広域化推進計画

「消防組織法」に基づき、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、千葉県が策定した計画。

*AED(自動体外式除細動器)

心臓がけいれんして全身に血液を送り出すことができなくなる心室細動になった場合に、心臓に電気ショックを与え、正常に戻すための医療機器。

*防火指導員

地域住民の防火への関心と知識を高めるため、設置区域の自治会長等の推薦に基づき市長が委嘱する、当該区域内に居住する18歳以上の女性。

施策分野【防犯・交通安全・消費者保護】

施策14 身近な安全の強化

現況と課題

- ・本市の刑法犯認知件数は、平成28年は771件となり、平成19年の1,518件から、半減しました。犯罪の少ないまちづくりをさらに推進するため、地域住民、行政、警察等の連携強化による継続的で効果的な防犯活動が必要です。
- ・高齢化の進行に伴い、高齢者が関わる交通事故が一定数発生しており、高齢者が加害者となるケースもみられます。一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、今後も警察など関係機関と連携した効果的な交通安全対策が必要です。
- ・振り込め詐欺等の件数が増加しているほか、高齢者を狙った金融商品、投資勧誘によるトラブルが発生しています。犯罪形態も多様化し、特に通信サービスに関する犯罪が大きな割合を占めています。犯罪の手口や対応方法の周知といった啓発活動を推進するとともに、消費者学習による消費者自身の知識の習得により、被害を未然に防ぐことが必要です。

基本方針

- 安全で犯罪のない社会の実現のため、関係機関や地域住民等と協力・連携した安全・防犯対策を実施します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
交通安全教室の実施回数	交通安全教室を実施した回数	62件/年	70件/年

期待される役割

市民	交通安全教室への参加や消費者学習を行うなど、自己の危機管理意識を高める。 防犯パトロールや見守り活動に参加する。 地域の危険箇所や危険情報を把握し、市に伝える。 防犯イベントに参加する。 「こども110番の家*」に協力する。
地域	防犯パトロールや見守り活動を行う。 地域の危険箇所や危険情報を市と共有する。 防犯イベントを企画し、開催する。
事業所	防犯パトロールや「こども110番の家」など地域の防犯活動に協力する。

具体的な取り組み

(1) 防犯体制の強化

- 安全安心ステーション*を中核に地域防犯体制を確立し、地域住民による防犯活動を促進するとともに、活動団体同士や警察との連携を強化し、防犯のまちづくりを推進します。
- 犯罪の抑止等を目的として、防犯カメラを効果的に運用するとともに、今後必要に応じてLED防犯灯の設置を進めます。
- 地域防犯力の向上を図るため、防犯ボックス*を設置し、地域住民、行政、警察、関係団体等が一体となった、防犯活動を推進します。

(2) 交通安全の推進

- 警察や地域と連携し、啓発活動を行うなど交通安全を推進します。
- 子どもや高齢者などへ向けた交通安全教室の実施に加え、自転車や自動車の運転者向けの講習会を開催するなど、交通安全教育の充実を図ります。
- カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を計画的に整備するとともに、信号機の設置等について警察に対し要望していきます。
- ゾーン30*指定区域内安全施設整備工事を行い、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するよう努めます。

(3) 消費者保護対策の推進

- 消費生活センター*を拠点に消費生活に関する相談機能の充実を図るとともに、警察などと連携し、効果的な消費者犯罪被害情報の提供に努めます。
- 消費生活講座や出前講座など、多様な機会を使って消費者学習を推進するとともに、子ども向け、高齢者向けなどのメニューの充実を図ります。
- 消費者団体等の自主的な活動を支援するとともに連携を図り、消費者保護対策を推進します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
防犯対策事業	防犯ボックスを拠点として、効果的な防犯活動を推進します。	自治振興課
交通安全対策事業	参加型・体験型の交通安全教室を実施します。	自治振興課
消費者保護事業	消費生活センターの相談機能の充実を図ります。	産業振興課

*こども 110 番の家

防犯上の視点から、市内に在住する児童生徒の安全を確保するために地域住民の協力を得て、犯罪等の被害に遭いまたは遭いそうになって助けを求めてきた子どもを保護し、警察への通報を目的とする活動。

*安全安心ステーション

市民生活における安全及び安心の向上に資するための施設。防犯にかかる啓発及び相談や防犯パトロールを行うほか、警察署、防犯協会及び自主防犯組織との連絡調整などを行う。

*防犯ボックス

P47 参照

*ゾーン30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的に、区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制や、その他の安全対策を実施する取り組み。

*消費生活センター

暮らしの中の消費生活に関するさまざまな相談や苦情に消費生活専門相談員が対応。市安全安心ステーション内に設置されている。

